

橋下「維新」

逆流の正体

国家公務員法（国公法）と
人事院規則を引き写す形で、
大阪市職員を政治活動を制限
する今回の条例案。地方公務
員法（地公法）では制限対象
外の、▽政党機関紙の配布▽
政治的意見を有する文書の発
行、配布、演劇の演出なども
条例案には盛り込まれていま
す。

取材でも、本紙記者との間で
次のような一問一答がありま
した。
記者 市長は「国公法には
行き過ぎの面がある」と話し
たが、具体的にはどの行為か
市長 漠然とした感覚。そ
れを言えば条例案がおかしい
ということになる
橋下市長は、国公法に「行
き過ぎ」があることを承知し
た上で、それを引き写した条
例の制定を推し進めているの
です。これほど論理が破綻し
た、でたらめな政治姿勢はあ
りません。

「国公法には、制限（する
政治活動）が広すぎる部分か
ある」
これは橋下徹市長の認識。
20日の市議会財政総務委員
会で、日本共産党の山中智子議
員の質問に答えたものです。

それを言えば

同日夜、市長退任時の囲み

第4部 独裁の手法—公務員攻撃 ④



政治活動制限条例案に反対し「橋下市長は憲法を守れ」と訴える全労連・大阪労連主催の集会＝20日、大阪市役所前

山中議員の質問に橋下市長
は次のような答弁もしまし
た。
「国公法の政治活動をめ
ぐる裁判では、高裁判決は二

つに分かれている。最高裁が
違憲と判断すれば、条例は見
直さなければならぬ」
国公法に憲法上の疑義があ
ることを、十分知っているの
です。

東京高裁は、支持政党のビ
ラを配布した国家公務員を2
004年に起訴した堀越事件
には無罪を、世田谷事件（05
年）には有罪の判決をだしま
した。

時代遅れの法

現在の国公法は、米占領下
の1948年、国家公務員の
労働基本権と市民的政治的自
由を制限する目的で、連合国
軍総司令部（GHQ）が命令
（マッカーサー書簡）して制
定された法律。「3年以下の
懲役」といった罰則まであり
ます。

50年制定の地公法では、国
公法の「行き過ぎ」を反省し、
制限する政治活動を大幅に縮
小し、罰則をはずしました。
国連規約人権委員会は20
08年、日本政府に対して厳
しい勧告をしています。

「政治運動やその他の活動
を、警察や検察官、そして裁
判所が不当に制限することを
防ぐために、表現の自由や公
的な活動に参加する権利を不
合理に制限している法律を撤
回すべきである」
山中議員は、以上のような
事実を指摘し、市長に迫りま
した。

「60年以上前の国公法はす
でに時代遅れになっている。
世界標準の考え方は、表現の
自由は公務員を含むすべての
人に保障すべき」というもの
だ。国連規約人権委員会から
「撤回すべきである」と勧告
された国公法を引き写した条
例案は撤回すべきだ」
(つづく)

「行き過ぎ」承知の上